品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

制定　平成２７年１２月９日　区長決定要綱第５１０号
改正　平成２８年　９月５日　区長決定要綱第２３５号
改正　平成２９年　３月１日　区長決定要綱第　２１号
改正　平成２９年８月１０日　区長決定要綱第１２６号
改正　平成３０年２月２６日　区長決定要綱第１３号
改正　平成３１年３月１８日　部長決定要綱第２０８号
改正　令和元年９月１３日　区長決定要綱第２９５号
改正　令和３年３月１日　区長決定要綱第１８号
改正　令和３年８月６日　部長決定要綱第２７５号
改正　令和５年３月３１日　区長決定要綱第１１５号
改正　令和５年７月２８日　区長決定要綱第１５１号
改正　令和６年１１月５日　区長決定要綱第３８６号
改正　令和７年１０月２１日　区長決定要綱第２２３号
改正　令和８年１０月２２日　区長決定要綱第２４０号

（目的）

第１条　この要綱は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を保育士等キャリアアップ補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

（補助対象施設・事業）

第２条　この補助金の交付の対象となる施設または事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国および地方公共団体以外の者が設置する、品川区の区域内に所在する次に掲げる施設または事業とする。

（１）子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３１条第１項の規定により品川区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成２７年３月１６日付２６福保子保第２９６０号）の交付対象施設を除く。

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

（２）子ども・子育て支援法第４３条第１項の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業。ただし、ウの居宅訪問型保育事業またはエの事業所内保育事業のうち従業員枠については、品川区の区域内および区域外（東京都の区域

内に限る。）に所在し、品川区の区域内に居住する児童が入所する事業を補助対象施設・事業とする。

ア　児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業

イ　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業

ウ　児童福祉法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業

エ　児童福祉法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業

（３）認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成１３年５月７日付１２福子推第１１５７号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成１８年東京都条例第１７４号）第３条第１号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所および同条第３号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）を除く。

（４）家庭的保育事業（都制度）

家庭的保育事業等実施要綱（平成２２年６月２５日付２２福保子保第４３７号）別表の別表２の１（１）、（２）または（６）の規定に基づき実施する家庭的保育事業

（５）定期利用保育事業および一時預かり事業（緊急一時預かり）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成７年１０月２３日付７福子推第２７６号）第３の２（２）ウおよびエの規定に基づき実施する定期利用保育事業ならびに東京都一時預かり事業実施要綱（平成２７年７月２７日付２７福保子保第５０７号）４（１）、（３）および（４）の規定に基づき緊急一時預かりを実施する一時預かり事業

（６）病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）

東京都病児保育事業実施要綱（平成２１年９月８日付２１福保子保第３７５号）第４の１または２の規定に基づき実施する病児保育事業

（７）企業主導型保育事業（地域枠）

企業主導型保育事業費補助金実施要綱第２の１の規定に基づき実施する企業主導型保育事業のうち同要綱第３の２（１）に定める地域枠において、次に掲げる要件を満たしている児童を保育する事業

ア　区長から子ども・子育て支援法第２０条に定める認定（同法第１９条第１項第２号または第３号に掲げるものに限る。）を受けていること。

イ　第１号から第５号までに掲げる補助対象施設・事業に入所していないこと。

２　前項各号に規定する補助対象施設・事業のうち、次の各号のいずれかに該当する施設または事業を設置し、または運営する者は、補助金の交付の対象としない。

（１）暴力団（品川区暴力団排除条例（平成２４年品川区条例第３４号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員および同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

３　区長は、次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

（１）児童福祉法、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）またはこれらの法律に基づく命令の

規定に違反したものまたは違反した者が設置するもの

（２）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものもしくは改善の見込みがないものまたは改善しない者もしくは改善の見込みがない者が設置するもの

（補助対象児童）

第３条　この補助金の交付の対象となる児童は、前条第１項各号に規定する補助対象施設・事業に入所する児童とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象施設・事業にあっては、当該各号に定める要件に該当する児童とする。

（１）前条第１項第２号ウの居宅訪問型保育事業および同号エの事業所内保育事業のうち従業員枠　品川区の区域内に居住していること。

（２）前条第１項第７号の企業主導型保育事業（地域枠）　同号アおよびイに掲げる要件を満たし、かつ、地域枠に在籍していることを区が確認できること。

２　この補助金の算定基礎となる児童１人当たりの月額単価は、別表第２に定める。

（要件等）

第４条　補助対象施設・事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（１）キャリアパス要件

別表第３に定めるキャリアパス要件を満たしていること。

（２）福祉サービス第三者評価の受審

補助対象施設・事業のうち、第２条第１項第１号アおよびイならびに第３号に該当する施設、同項第５号に該当する事業（東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第３の２（２）エの規定に基づき実施する定期利用保育事業に限る。）ならびに同項第７号に該当する事業は、福祉サービス第三者評価（「「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）」の改正について（通知）」（平成２４年９月７日付２４福保指指第６３８号）に規定するものをいう。以下同じ。）を受審し、その結果を公表すること。

（３）財務情報等の公表

「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」（平成２７年９月２４日付２７福保子保第６９１号。以下「財務情報等公表要領」という。）２の定めるところにより、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等（以下「財務情報等」という。）を作成し、区長に提出するとともに、利用者および当該施設のすべての職員に対し、分かりやすい方法により公表すること。

なお、公表しない場合の取扱いについては、財務情報等公表要領２（５）の定めるところによる。

（４）子育て支援員研修の受講

補助対象施設・事業のうち、第２条第１項第３号に該当する施設は、補助対象年度に、東京都子育て支援員研修事業実施要綱（平成２７年５月２９日付２７福保子計第２４９号）で定める５（２）アおよびイ（イ）のうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し修了させた職員（特別な事情等により子育て支援員研修を受講できなかった受

講予定者が、認証保育所等研修事業実施要綱（平成２１年３月１９日付２０福保子支第１７３６号）３（６）で定める「認可外保育施設職員テーマ別研修」を５科目以上受講し、かつ５科目以上のうち３科目以上は令和８年６月２５日付事務連絡「認証保育所に対する「保育士等キャリアアップ補助金」の補助要件の研修について」で定める必須科目である場合（以下「認可外保育施設職員テーマ別研修受講済者）は、修了者として取り扱う。以下「子育て支援員研修修了者」という。）を少なくとも１人以上配置すること。ただし、東京都認証保育所事業実施要綱７（１）ウにより算出した総所要保育従事職員がすべて常勤有資格者である場合または総所要保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員がすべて子育て支援員研修修了者（ただし、令和４年度以前の認可外保育施設職員テーマ別研修受講
済者は除く。）である場合は、この限りでない。

（５）情報公開等の取組に係る要件

ア　モデル賃金等のホームページによる公表

「保育士等キャリアアップ補助金等に係るモデル賃金等公表要領」（平成２９年３月３１日付２８福保子保第５０４８号）の定めるところにより、補助対象施設・事業における保育従事職員のモデル賃金（一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。）その他の情報を作成し、区長に提出するとともに、ホームページへの掲載等の方法により広く一般に公表すること。

イ　財務情報等のホームページによる公表

財務情報等公表要領３の定めるところにより、財務情報等について、ホームページへの掲載等の方法により広く一般に公表すること。

ウ　非常勤職員の賃金改善

この補助金の額（別表１に定めるキャリアアップ補助金Ⅱによる交付額を除く。）を補助対象施設・事業に勤務する非常勤職員（保育従事職員を必ず含むものとし、その他の職員を含むことを妨げない。）の賃金改善に要する経費に充て、第１１条第６号の規定により、区長に報告すること。ただし、保育従事職員である非常勤職員がいない補助対象施設・事業にあっては、この要件に適合しているものとみなす。

（補助対象経費）

第５条　この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員および法人の役員等を兼務している職員を含む。）の人件費のうち、別表第４に定める賃金改善に要した費用とする。

（補助金の算定方法）

第６条　この補助金の額は、別表第１第２欄に定める基準額と、補助対象経費とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、１，０００円未満の端数は切り捨てるものとする。

２　第４条第１号、第２号、第４号または第５号に掲げる要件を満たさない場合の補助金の算定方法は、別表第１第２欄に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第７条　この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日ま

でに品川区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の交付申請をしなければならない。

２　申請者は、この補助金の交付内容を変更しようとするときは、別に定める期日までに品川区保育士等キャリアアップ補助金変更交付申請書（第２号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の変更の交付申請をしなければならない。

（補助金の交付決定等）

第８条　区長は、前条第１項および第２項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定（補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。）を行い、品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第９条　前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、区長に対し、品川区保育士等キャリアアップ補助金請求書（第４号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

２　前項の規定による補助金の請求は、交付決定額の２分の１の額については別に定める期日までに、残額については補助事業が完了した時から各年度の３月末日までに、それぞれ行わなければならない。

（補助金の交付）

第１０条　区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該請求を行った申請者に前金で支払うものとする。

（交付の条件）

第１１条　この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

（１）事情変更による決定の取消し等

区長は、交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（２）承認事項

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ　補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

（３）事故報告等

申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（４）状況報告

申請者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければ

ならない。

（５）遂行命令および遂行の一時停止命令

ア　区長は、申請者が提出する報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ　申請者がアの命令に違反したときは、区長は、申請者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（６）実績報告書の提出

申請者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに区長に品川区保育士等キャリアアップ補助金事業実績報告書（第５号様式）を提出しなければならない。第２号イの規定により廃止の承認を受けたときも、同様とする。

（７）補助金の額の確定等

区長は、前号の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育士等キャリアアップ補助金確定通知書（第６号様式）により申請者に通知する。

（８）是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

（９）決定の取消し

ア　区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部または一部を取り消し、品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書（第７号様式）により、当該申請者に通知する。

（ア）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（イ）補助金を他の用途に使用したとき。

（ウ）その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

（エ）補助金の交付決定を受けた者が第２条第２項に該当するに至ったとき。

イ　アの規定は、第７号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（１０）補助金の返還

ア　区長は、第１号または前号の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ　区長は、第７号の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（１１）違約加算金および延滞金

ア　申請者は、第９号アの規定によりこの交付決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ　申請者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（１２）違約加算金の計算

ア　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前号アの規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

イ　前号アの規定により、申請者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（１３）延滞金の計算

第１１号イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（１４）他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者に対し、補助金の返還を命じ、申請者が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（１５）補助対象施設・事業の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける申請者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、これらを遵守しなければならない。

（１６）帳簿および関係書類の整理保管

この補助金の交付を受ける者は、補助事業に係る収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後５年間整理保管しなければならない。

（準用）

第１２条　この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和３９年品川区規則第４号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、決定の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
２　別表第１第２欄の（４）「子育て支援員研修の受講要件」については、平成２７年度および平成２８年度に補助を受ける施設は、要件に該当しているものとしてみなす。平成２９年度に補助を受ける施設は、第４条第４号中「補助対象年度」とあるのは、「補助対象年度までにまたは補助対象年度」と読み替えるものとする。

付　則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

付　則

１　この要綱は、平成２９年１月１日から適用する。
２　改正後の品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱別表第１および別表第２の規定は、平成２９年１月以後の月分に係る補助金について適用し、同月前の月分に係る補助金については、なお従前の例による。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。ただし、企業主導型保育事業（地域枠）に係る改正規定は、平成３０年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和３年８月６日から適用する。

付　則

１　この要綱は、令和４年１０月１日から適用する。
２　改正後の品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱別表第１および別表第４の規定は、令和４年１０月以後の月分に係る補助金の算定について適用し、同月前の月分に係る補助金については、なお従前の例による。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

別表第１（第６条関係）　補助金の算定方法

１　補助対象施設・事業	２　基準額
１　認可保育所	（１）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②から④までを乗じた額 ①基本額 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 ②キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③福祉サービス第三者評価の要件 ア　３年（補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５ （２）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②から④までを乗じた額 ①　基本額 次の算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、次の算式イにより計算した人数 〈算式ア〉 加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数 〈算式イ〉 基礎職員数※×－人数Ａ－人数Ｂ ※　基礎職員数、人数Ａおよび人数Ｂは、それぞれ、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和７年４月１１日付こ成保２９６、７文科初第２５０号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）第４の３（１）の基礎職員数、人数Ａおよび人数Ｂとする。 ②　キャリアパス要件 ア　別表３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表３の要件に適合しない場合は、０

	③　福祉サービス第三者評価 ア　３年（補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５
２．認証保育所	（１）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②から⑤までを乗じた額 ①　基本額 別表２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 ②　キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③　福祉サービス第三者評価の要件 ア　３年(補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④　子育て支援員研修の受講要件 ア　第４条第４号の要件に適合する場合は、１．０ イ　第４条第４号の要件に適合しない場合は、０．５ ⑤　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合しない場合は、０．５ （２）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②から⑤までを乗じた額 ①　基本額 次の算式アにより計算した額。また、加算対象人数

	は、次の算式イにより計算した人数 〈算式ア〉 加算対象人数×３，０７０円×賃金改善実施期間の月数 〈算式イ〉 基礎職員数※－人数Ａ－人数Ｂ ※　基礎職員数、人数Ａおよび人数Ｂは、それぞれ、品川区認証保育所運営費等補助要綱における技能･経験に着目した加算の加算対象人数の基礎となる職員数、人数Ａおよび人数Ｂとする。 ②　キャリアパス要件 ア　別表３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表３の要件に適合しない場合は、０ ③福祉サービス第三者評価 ア　３年（補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５ ⑤　子育て支援員研修の受講要件 ア　第４条第４号要件に適合する場合、１．０ イ　第４条第４号要件に適合しない場合は、０．５
３．認定こども園	（１）キャリアアップ補助金Ｉ 次の①に、②から④までを乗じた額 ①　基本額 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（２号、３号認定のみ）を乗じて得た額の合計額 ②　キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③　福祉サービス第三者評価の要件 ア　３年(補助対象期間が属する年度および直前の過去

	２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５ （２）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②から④までを乗じた額 ①　基本額 次の算式アにより計算した額。また加算対象人数は、次の算式イにより計算した人数 〈算式ア〉 加算対象人数×６，３００円×賃金改善実施期間の月数 〈算定イ〉 基礎職員数（※1）－人数A（※2）－人数B（※2） ※1　基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第４の３（１）の基礎職員数（２号、３号認定の在籍児童数に基づき算定）とする。 ※2　人数Aおよび人数Bは、それぞれ、国処遇改善等加算通知第４の３（１）の基礎職員数に対する※1の基礎職員数の割合を、国処遇改善等加算通知第４の３（１）における人数Aおよび人数Bに乗じて算出した数値とする。 ②　キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③福祉サービス第三者評価 ア　３年（補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５

４． （１）家庭的保育事業 （２）家庭的保育事業 （都制度）	次の（１）に、（２）および（３）を乗じた額 （１）基本額 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 （２）キャリアパス要件 ①　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ ②　別表第３の要件に適合しない場合は、０ （３）情報公開等の取組に係る要件 ①　第４条第５号イおよびウに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ ②　第４条第５号イおよびウに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５
５． （１）小規模保育事業	（１）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②および③までを乗じた額 ①　基本額 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 ②　キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５ （２）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②および③までを乗じた額 ①　基本額 次の算式アにより計算した額。また加算対象人数は、次の算式イにより計算した人数 〈算式ア〉 加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数 〈算式イ〉 基礎職員数－人数Ａ－人数Ｂ ※　基礎職員数、人数Ａおよび人数Ｂは、それぞれ、国処遇改善等加算通知第４の３（１）の基礎職員数、人数Ａおよび人数Ｂとする。

	② キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５
６． （１）居宅訪問型保育事業 （２）定期利用保育事業および一時預かり事業（緊急一時預かり）	次の（１）に、（２）および（４）を乗じた額 ただし、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第３の２（２）エの規定に基づき実施する定期利用保育事業については、次の（１）に、（２）から（４）までを乗じた額 （１）基本額 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（一時預かり事業（緊急一時預かり）については、定員数）を乗じて得た額の合計額 （２）キャリアパス要件 ①　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ ②　別表第３の要件に適合しない場合は、０ （３）福祉サービス第三者評価の要件 ①　３年（補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ ②　①以外の場合は、０．５ （４）情報公開等の取組に係る要件 ①　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ ②　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５
７　事業所内保育事業（ただし、（２）キャリアアップ補助金Ⅱは、定員６人以上が対象）	（１）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②および③までを乗じた額 ①　基本額 ア　従業員枠の児童 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の従業員枠の在籍児童数（ただし、区内に居住する者のみ）を乗じて得た額の合計額に、１００分の８４を乗じて得た額 イ　従業員枠以外の児童 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応

	じた各月初日の従業員枠以外の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 ②　キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合しない場合は、０．５ （２）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②および③を乗じた額 ①　基本額 次の算式アにより計算した額。また加算対象人数は、次の算式イにより計算した人数 〈算式ア〉 加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数×従業員枠の在籍児童数（品川区分）／在籍している全ての在籍児童数×８４／１００ 〈算式イ〉 基礎職員数－人数Ａ－人数Ｂ ※　基礎職員数、人数Ａおよび人数Ｂは、それぞれ、国処遇改善等加算通知第４の３（１）の基礎職員数、人数Ａおよび人数Ｂとする。 ②　キャリアパス要件 ア　別表３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表３の要件に適合しない場合は、０ ③　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５

８．病児保育事業	次の（１）に、（２）および（３）を乗じた額 （１）基本額 別表第２に定める定員別単価に、定員数を乗じて得た額 （２）キャリアパス要件 ①　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ ②　別表第３の要件に適合しない場合は、０ （３）情報公開等の取組に係る要件 ①　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ ②　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５
９．企業主導型保育事業（地域枠）（ただし、（２）キャリアアップ補助金Ⅱは、定員６人以上が対象）	（１）キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②から④までを乗じた額 ①　基本額 別表第２に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の地域枠の在籍児童数（品川区分）を乗じて得た額の合計額 ②　キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③　福祉サービス第三者評価の要件 ア　３年（補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④　情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５ （２）キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②から④までを乗じた額 ①　基本額 次の算式アにより計算した額。また加算対象人数は、次の算式イにより計算した人数

	〈算式ア〉 加算対象人数×６，１３０円×賃金改善実施期間の月数×地域枠の在籍児童数（品川区分）／地域枠に在籍している全ての在籍児童数 〈算式イ〉 基礎職員数（※１）－人数Ａ（※２）－人数Ｂ（※２） ※１　基礎職員数は、企業主導型保育事業費補助金実施要綱別紙２「処遇改善等加算について」第４の３の基礎職員数（地域枠に在籍しているすべての在籍児童数で算定）とする。 ※２　人数Ａおよび人数Ｂは、それぞれ、企業主導型保育事業費補助金実施要綱別紙２「処遇改善等加算について」第４の３の基礎職員数に対する※１の基礎職員数の割合を、別紙２「処遇改善等加算について」第４の３における人数Ａおよび人数Ｂに乗じた数値とする。 ② キャリアパス要件 ア　別表第３の要件に適合する場合は、１．０ イ　別表第３の要件に適合しない場合は、０ ③ 福祉サービス第三者評価 ア　３年（補助対象期間が属する年度および直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ イ　ア以外の場合は、０．５ ④ 情報公開等の取組に係る要件 ア　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ イ　第４条第５号アからウまでに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、０．５

※１　この表の第２欄の「福祉サービス第三者評価の要件」が適用される施設のうち、新たにこの補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度から３年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、③アに該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌年度までは未実施であっても③アに該当するものとし、初回の実施後は③アおよびイのとおりとする。

ただし、年度の途中（４月２日以降）に開設し、当該年度から補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度の翌年度から３年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、③アに該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌々年度までは未実施であっても③アに該当するものとし、初回の実施後は③アおよびイのとおりとする。

※２　年度の途中に開設した施設・事業については、開設した日以降の期間により算定し、年度の途中に廃止した施設・事業については廃止した日までの期間により算定する。

※３　この表のうち、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業ならびに定期利用保育事業および一時預かり事業（緊急一時預かり）の定員は、利用定員とする。認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱２（３）に定める定員とする。企業主導型保育事業（地域枠）の定員は、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第３の２（１）①アおよびイに定める利用定員の合計とする。

なお、定期利用保育事業における「各月初日の在園児童数」は、毎月初日時点の登録児童数が１日当たりの定員を超える場合は１日当たりの定員とし、１日当たりの定員と同数または下回る場合は各月初日の登録児童数とする。また、一時預かり事業（緊急一時預かり）については緊急一時預かりに係る利用定員とし、緊急一時預かりに係る利用定員を定めていない場合は緊急一時預かりに係る毎月初日時点の登録児童数と一時預かり事業の利用定員との少ない方の人数を定員とする。

※４　認定こども園の定員は、２号認定および３号認定の定員の合計とする。

※５　別表第２に定める年齢区分は、「年度の初日の前日における満年齢」により区分する。
なお、子ども・子育て支援法第２８条第１項第１号に規定する特例施設型給付費の支給対象児童および同法第３０条第１項第１号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、支給認定後の認定区分に応じて区分し、同項第３号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、別表第２の４（１）、５（１）、（２）および（３）ならびに６において、「特例給付対象児」として区分する。

別表第２（第３条関係）　保育士等キャリアアップ補助金　単価表　（児童１人当たり月額）

１　認可保育所

定員区分	認定区分	年齢区分	単価（円）
20人	2号	４歳以上児	12,880
		３歳児	13,860
	3号	１、２歳児	21,280
		乳児	31,920
21人から30人まで	2号	４歳以上児	9,380
		３歳児	10,360
	3号	１、２歳児	17,780
		乳児	28,420
31人から40人まで	2号	４歳以上児	7,700
		３歳児	8,680
	3号	１、２歳児	16,100
		乳児	26,740
41人から50人まで	2号	４歳以上児	7,420
		３歳児	8,400
	3号	１、２歳児	15,820
		乳児	26,460
51人から60人まで	2号	４歳以上児	6,440
		３歳児	7,420
	3号	１、２歳児	14,840
		乳児	25,480
61人から70人まで	2号	４歳以上児	5,880
		３歳児	6,860
	3号	１、２歳児	14,280
		乳児	24,920
71人から80人まで	2号	４歳以上児	5,460
		３歳児	6,440
	3号	１、２歳児	13,860
		乳児	24,500
81人から90人まで	2号	４歳以上児	5,040
		３歳児	6,020
	3号	１、２歳児	13,440
		乳児	24,080
91人から100人まで	2号	４歳以上児	4,200
		３歳児	5,180
	3号	１、２歳児	12,600
		乳児	23,240
101人から110人まで	2号	４歳以上児	4,060
		３歳児	5,040
	3号	１、２歳児	12,460
		乳児	23,100
111人から120人まで	2号	４歳以上児	3,920
		３歳児	4,900
	3号	１、２歳児	12,320
		乳児	22,960
121人から130人まで	2号	４歳以上児	3,780
		３歳児	4,760
	3号	１、２歳児	12,180
		乳児	22,820
131人から140人まで	2号	４歳以上児	3,640
		３歳児	4,620
	3号	１、２歳児	12,040
		乳児	22,680
141人から150人まで	2号	４歳以上児	3,500
		３歳児	4,480
	3号	１、２歳児	11,900
		乳児	22,540
151人から160人まで	2号	４歳以上児	3,500
		３歳児	4,480
	3号	１、２歳児	11,900
		乳児	22,540
161人から170人まで	2号	４歳以上児	3,500
		３歳児	4,480
	3号	１、２歳児	11,900
		乳児	22,540
171人以上	2号	４歳以上児	3,360
		３歳児	4,340
	3号	１、２歳児	11,760
		乳児	22,400

２　認証保育所

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人まで	４歳以上児	12,880
	３歳児	13,860
	１、２歳児	21,280
	乳児	31,920
21人から30人まで	４歳以上児	9,380
	３歳児	10,360
	１、２歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から40人まで	４歳以上児	7,700
	３歳児	8,680
	１、２歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から50人まで	４歳以上児	7,420
	３歳児	8,400
	１、２歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から60人まで	４歳以上児	6,440
	３歳児	7,420
	１、２歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から70人まで	４歳以上児	5,880
	３歳児	6,860
	１、２歳児	14,280
	乳児	24,920
71人から80人まで	４歳以上児	5,460
	３歳児	6,440
	１、２歳児	13,860
	乳児	24,500
81人から90人まで	４歳以上児	5,040
	３歳児	6,020
	１、２歳児	13,440
	乳児	24,080
91人から100人まで	４歳以上児	4,200
	３歳児	5,180
	１、２歳児	12,600
	乳児	23,240
101人から110人まで	４歳以上児	4,060
	３歳児	5,040
	１、２歳児	12,460
	乳児	23,100
111人から120人まで	４歳以上児	3,920
	３歳児	4,900
	１、２歳児	12,320
	乳児	22,960

３　認定こども園

定員区分	認定区分	年齢区分	単価（円）
10人まで	2号	４歳以上児	32,760
		３歳児	33,740
	3号	１、２歳児	41,160
		乳児	51,800
11人から20人まで	2号	４歳以上児	17,500
		３歳児	18,480
	3号	１、２歳児	25,900
		乳児	36,540
21人から30人まで	2号	４歳以上児	12,460
		３歳児	13,440
	3号	１、２歳児	20,860
		乳児	31,500
31人から40人まで	2号	４歳以上児	9,940
		３歳児	10,920
	3号	１、２歳児	18,340
		乳児	28,980
41人から50人まで	2号	４歳以上児	9,240
		３歳児	10,220
	3号	１、２歳児	17,640
		乳児	28,280
51人から60人まで	2号	４歳以上児	8,120
		３歳児	9,100
	3号	１、２歳児	16,520
		乳児	27,160
61人から70人まで	2号	４歳以上児	7,140
		３歳児	8,120
	3号	１、２歳児	15,540
		乳児	26,180
71人から80人まで	2号	４歳以上児	6,580
		３歳児	7,560
	3号	１、２歳児	14,980
		乳児	25,620
81人から90人まで	2号	４歳以上児	6,020
		３歳児	7,000
	3号	１、２歳児	14,420
		乳児	25,060
91人から100人まで	2号	４歳以上児	5,180
		３歳児	6,160
	3号	１、２歳児	13,580
		乳児	24,220
101人から110人まで	2号	４歳以上児	4,900
		３歳児	5,880
	3号	１、２歳児	13,300
		乳児	23,940
111人から120人まで	2号	４歳以上児	4,620
		３歳児	5,600
	3号	１、２歳児	13,020
		乳児	23,660
121人から130人まで	2号	４歳以上児	4,480
		３歳児	5,460
	3号	１、２歳児	12,880
		乳児	23,520
131人から140人まで	2号	４歳以上児	4,340
		３歳児	5,320
	3号	１、２歳児	12,740
		乳児	23,380
141人から150人まで	2号	４歳以上児	4,200
		３歳児	5,180
	3号	１、２歳児	12,600
		乳児	23,240
151人から160人まで	2号	４歳以上児	4,200
		３歳児	5,180
	3号	１、２歳児	12,600
		乳児	23,240
161人から170人まで	2号	４歳以上児	4,060
		３歳児	5,040
	3号	１、２歳児	12,460
		乳児	23,100
171人以上	2号	４歳以上児	3,920
		３歳児	4,900
	3号	１、２歳児	12,320
		乳児	22,960

４（１）　家庭的保育事業

年齢区分	単価（円）
特例給付対象児	22,680
乳児、１、２歳児	22,680

４（２）　家庭的保育事業（都制度）

年齢区分	単価（円）
乳児、１、２歳児	22,680

５（１）小規模保育事業（Ａ型）

定員区分	年齢区分	単価（円）
6人から12人まで	特例給付対象児	22,120
	１、２歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から19人まで	特例給付対象児	17,780
	１、２歳児	17,780
	乳児	28,280

５（１）小規模保育事業（Ｂ型）

定員区分	年齢区分	単価（円）
6人から12人まで	特例給付対象児	18,620
	１、２歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から19人まで	特例給付対象児	14,840
	１、２歳児	14,840
	乳児	23,100

５（１）小規模保育事業（Ｃ型）

定員区分	年齢区分	単価（円）
6人から10人まで	特例給付対象児	20,580
	乳児、１、２歳児	20,580
11人から15人まで	特例給付対象児	19,180
	乳児、１、２歳児	19,180

５（２）居宅訪問型保育事業

年齢区分	単価（円）
特例給付対象児	67,340
乳児、１、３歳児	67,340

５（３）定期利用保育事業および一時預かり事業（緊急一時預かり）

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人まで	４歳以上児	9,380
	３歳児	10,360
	１、２歳児	17,780
	乳児	28,420
21人から30人まで	４歳以上児	7,000
	３歳児	7,980
	１、２歳児	15,400
	乳児	26,040
31人から40人まで	４歳以上児	5,880
	３歳児	6,860
	１、２歳児	14,280
	乳児	24,920
41人から50人まで	４歳以上児	6,020
	３歳児	7,000
	１、２歳児	14,420
	乳児	25,060

６　事業所内保育事業（小規模保育事業Ａ型基準適用）

定員区分	年齢区分	単価（円）
5人まで	特例給付対象児	38,220
	１、２歳児	38,220
	乳児	48,720
6人から12人まで	特例給付対象児	22,120
	１、２歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から19人まで	特例給付対象児	17,780
	１、２歳児	17,780
	乳児	28,280

６　事業所内保育事業（小規模保育事業Ｂ型基準適用）

定員区分	年齢区分	単価（円）
5人まで	特例給付対象児	32,900
	１、２歳児	32,900
	乳児	41,160
6人から12人まで	特例給付対象児	18,620
	１、２歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から19人まで	特例給付対象児	14,840
	１、２歳児	14,840
	乳児	23,100

６　事業所内保育事業（定員20人以上）

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人から30人まで	特例給付対象児	17,780
	１、２歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から40人まで	特例給付対象児	16,100
	１、２歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から50人まで	特例給付対象児	15,820
	１、２歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から60人まで	特例給付対象児	14,840
	１、２歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から	特例給付対象児	14,280
	１、２歳児	14,280
	乳児	24,920

７　病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）

定員区分	単価（円）
2人	42,100
3人	28,100
4人	21,000
5人	24,700
6人	20,600
7人	17,600
8人	20,300
9人	18,100
10人以上	16,300

８　企業主導型保育事業（地域枠）（定員１９人以下）

定員区分	年齢区分	単価（円）
6人から12人まで	１歳以上児	22,120
	乳児	32,620
13人から19人まで	１歳以上児	17,780
	乳児	28,280

８　企業主導型保育事業（地域枠）（定員２０人以上）

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人から30人まで	１歳以上児	17,780
	乳児	28,420
31人から40人まで	１歳以上児	16,100
	乳児	26,740
41人から50人まで	１歳以上児	15,820
	乳児	26,460
51人から60人まで	１歳以上児	14,840
	乳児	25,480
61人から	１歳以上児	14,280
	乳児	24,920

別表第３（第４条関係）　キャリアパス要件

第１　キャリアパス要件

次の１および２のいずれにも該当することまたは「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和７年４月１１日付こ成保２９６、７文科初第２５０号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）に基づく処遇改善等加算区分３を受けていること。

１　次に掲げる要件のすべてに該当すること。

（１）施設・事業所職員の職位、職責または職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

（２）（１）に掲げる職位、職責または職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。

（３）（１）および（２）の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）に周知していること。

２　次に掲げる要件のすべてに該当すること。

（１）施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標ならびに次のアおよびイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施または研修の機会を確保していること。

ア　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。

イ　幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。

（２）（１）について、すべての施設・事業所職員に周知していること。

第２　キャリアパス要件届出書の提出

１　第２条第１項第１号および第２号に該当する施設・事業

補助対象施設・事業所は、国処遇改善等加算通知に基づき、区長が別に定める時期までに、キャリアパス要件届出書を提出していることまたは処遇改善等加算区分３を受けていること。

２　第２条第１項第３号から第７号までに該当する施設・事業

保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書（別表第３第１号様式）を、この補助金の交付申請時に申請書類とあわせて、区長に提出すること。

なお、上記第１の内容を満たし、保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書を区長に提出していることをもって、要件に該当したものとする。また、設置

者が過年度に保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書を提出している場合において、その内容に変更がないときは、その提出を省略することができる。

別表第３　第１号様式

年度保育士等キャリアアップ補助金　キャリアパス要件届出書

区　市　町　村　名	
施設・事業所類型	
施設・事業所ＮＯ	
施　設　・　事　業　所　名	

キャリアパスに関する要件について

①	次のａからｃまでのすべての要件を満たす。			該当　・　非該当
	ａ　職員の職位、職責または職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めている。			
	ｂ　職位、職責または職務内容等に応じた賃金体系を定めている。			
	ｃ　aおよびbについて就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。			
②	次のｄおよびｅの要件を満たす。			該当　・　非該当
	ｄ	職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標		
	ｅ	ｄの実現のための具体的な取組の内容	ア	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行う。（資質向上のための計画を添付すること。）
			イ	資格取得のための支援の実施　※当該支援の内容について下記に記載すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年　　月　　日
事　業　者　名
代　表　者　名

別表第４（第５条関係）　交付対象経費

第１　交付対象経費（キャリアアップ補助金Ⅰ）

１　賃金改善実施期間は、４月から翌年３月までとする。

なお、年度の途中に子ども・子育て支援法による確認を受けた補助対象施設・事業については、子ども・子育て支援法による確認を受けたときから直近の３月までとする。

また、年度の途中に開設した第２条第１項第３号から第７号までの補助対象施設・事業については、開設したときから直近の３月までとする。

２　賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員および法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）とする。なお、法人の役員を兼務している職員については、このキャリアアップ補助金Ⅰを役員報酬に充ててはならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各補助対象施設・事業の実情に応じて決定するものとする。

３　このキャリアアップ補助金Ⅰでの賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各補助対象施設・事業の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

４　賃金改善の実施に要した費用の総額は、第２条第１項第１号および第２号の施設・事業に応じた職員の賃金水準（退職手当、国処遇改善等加算通知に定める基準年度の処遇改善等加算の加算額および施設独自の改善額を除く、基準年度における職員の支払賃金の総額）に対して改善するものであること。

なお、第２条第１項第３号から第７号までの施設・事業については、補助前年度の賃金水準（この補助金による賃金を除く。当該年度に施設・事業所がない場合は、地域または同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準とする。）に対して改善すること。

５　このキャリアアップ補助金Ⅰの交付を受けた補助対象施設・事業は、このキャリアアップ補助金Ⅰの賃金改善に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途がわかる形で適切に管理すること。

また、当該帳簿および証拠書類は、実績報告後５年間保管しておかなければならない。

６　賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合については、この限りでない。

7　賃金増加分に対する実際の支払の時期については、月ごとの支払のほか一括して支払うことも可能とし、各補助対象施設・事業の実情に応じた方法によるものとする。

8　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（令和７年４月１日付こども家庭庁告示第４号）第１条第２１号に規定する処遇改善等加算区分１・区分２・区分３その他賃金改善に係る補助金等により賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

第２　交付対象経費（キャリアアップ補助金Ⅱ）

1　賃金改善実施期間は、４月から翌年３月までとする。 なお、年度の途中に子ども・子育て支援法による確認を受けた施設・事業所については、子ども・子育て支援法による確認を受けたときから直近の３月までとする。 また、年度の途中に開設した要綱第２条第１項第３号から第７号までの補助対象施設・事業については、開設したときから直近の３月までとする。

2　賃金改善の対象となる職員は、その職種にかかわらず、施設に勤務する職員のうち、次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）とする。なお、処遇改善等加算区分３および技能・経験に着目した加算の職務分野別リーダー等に対する加算を基に、賃金改善を受けている職員については、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象外とする。また、法人の役員を兼務している職員については、このキャリアアップ補助金Ⅱを役員報酬に充ててはならない。

（1）職務分野別リーダー若しくは若手リーダーまたはこれに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。

（2）概ね３年以上の保育従事経験年数を有すこと。

（3）「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダーまたはこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、処遇改善等加算区分３および技能・経験に着目した加算に係る各施設・事業所ごとの研修受講要件を満たすこと。

3　キャリアアップ補助金Ⅱは、職務分野別リーダー等に対し、役職手当、職務手当など職位、職責または職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。

4　キャリアアップ補助金Ⅱによる職務分野別リーダー等に対する賃金の改善額は、原則として月額５，０００円とする。ただし、各施設における給与水準バランス等を踏

まえて必要な場合には、補助対象額に応じた賃金改善額とする。この場合においては、処遇改善等加算区分３の副主任保育士等に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲内の額とすること。認証保育所については、原則として月額２，５００円とする。ただし、各施設における給与水準バランス等を踏まえて必要な場合には、月額２，５００円以上の改善額とすることも可能とする。この場合においては、技能および経験に着目した加算の第３層に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲内の額とすること。

５　キャリアアップ補助金Ⅱでの賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

６　キャリアアップ補助金Ⅱの交付を受けた施設は、キャリアアップ補助金Ⅱの賃金改善に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途がわかる形で適切に管理すること。また、当該帳簿および証拠書類は実績報告後５年間保管しておかなければならない。

７　賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

８　処遇改善等加算区分１・区分２・区分３およびその他賃金改善に係る補助金等により賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

第３　賃金改善実績報告書の提出

１　キャリアアップ補助金Ⅰ

品川区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に所在する補助対象施設・事業については、年度終了後速やかに、「保育士等キャリアアップ補助金賃金改善実績報告書」（第２条第１項第１号および第２号に掲げる補助対象施設・事業にあっては別表第４第１号様式、同項第３号から第７号までに掲げる補助対象施設・事業にあっては別表第４第２号様式）を区長に提出すること。

ただし、区の児童を受け入れている、区の区域外（以下「区外」という。）（東京都の区域内に限る。）に所在する事業所内保育事業、複数の区市町村において事業を実施する居宅訪問型保育事業または区外に所在する企業主導型保育事業の地域枠で区内に居住する児童を受け入れている事業の事業者は、区および各区市町村から交付された保育士等キャリアアップ補助金Ⅰを合算して「保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ賃金改善実績報告書」（別表第４第１号様式）および「別添内訳書　事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳」または「別添内訳書　居宅訪問型保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳」を作成し、各区市町村と同一のものを区長に提出すること。

２　キャリアアップ補助金Ⅱ

区内に所在する補助対象施設・事業については、年度終了後速やかに、「賃金改善実績報告書」（別表４第３号様式）を施設・ 事業所が所在する区長に提出すること。

ただし、事業所内保育事業の従業員枠で、区外（東京都の区域内に限る。）に居住する児童を受け入れている事業者または区外に所在する企業主導型保育事業の地域枠で、区内に居住する児童を受け入れている事業者は、区および各区市町村から交付された保育士等キャリアアップ補助金Ⅱを合算して「賃金改善実績報告書」および「別添内訳書　事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳（キャリアアップ補助金Ⅱ）」を作成し、区長に提出すること。

別表４　第１号様式

年度　保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　賃金改善実績報告書

区　市　町　村　名	
施設・事業所類型	
施設・事業所ＮＯ	
施　設　・　事　業　所　名	

（１）賃金改善実績

①	補助基準額	円
②	賃金改善実施期間	年　月　～　年　月
③	賃金改善に要した費用の総額　（※） （法定福利費等の事業主負担増加額を含む） （施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。）	円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額	円
④	補助基準額と賃金改善に要した費用の総額との差額（①―③） （返還額）	円

※事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のみ、別添内訳書を添付すること。

（２）教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円

⑥	職員１人当り賃金月額 （１円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 （法定福利費等の事業主負担増加額並びに施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。） （(1)②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）、賞与（一時金）、その他（　　）
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

イ非常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円
⑥	職員１人当り賃金月額 （１円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 （法定福利費等の事業主負担増加額並びに施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。） （(1)②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）、賞与（一時金）、その他（　　）
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

（３）教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人

④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円
⑥	職員１人当り賃金月額 （１円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 （法定福利費等の事業主負担増加額並びに施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。） （(1)②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）、賞与（一時金）、その他（　　）
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別表４　第２号様式

年度　保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　賃金改善実績報告書

区　市　町　村　名	
施設・事業所類型	
施設・事業所ＮＯ	
施　設　・　事　業　所　名	

（１）賃金改善実績

①	補助基準額	円
②	賃金改善実施期間	年　月　～　年　月
③	賃金改善に要した費用の総額 （法定福利費等の事業主負担増加額を含む） （賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。）	円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額	円
④	補助基準額と賃金改善に要した費用の総額との差額（①－③） （返還額）	円

（２）教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円

⑥	職員１人当り賃金月額 （１円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 （法定福利費等の事業主負担増加額及び賃金改善に係る補助金等による賃金改善額を除く） （(1)②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）、賞与（一時金）、その他（　　）
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

イ非常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円
⑥	職員１人当り賃金月額 （１円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 （法定福利費等の事業主負担増加額及び賃金改善に係る補助金等による賃金改善額を除く） （(1)②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）、賞与（一時金）、その他（　　）
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

（３）教育・保育従事者以外に係る賃金改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)②の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)②の期間における総額）	円

⑥	職員１人当り賃金月額 （１円未満切り捨て）（⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額 （法定福利費等の事業主負担増加額及び賃金改善に係る補助金等による賃金改善額を除く） （(1)②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）、賞与（一時金）、その他（　　）
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑦÷③）	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別表４　第３号様式

年度　保育士等キャリアアップ補助金Ⅱ　賃金改善実績報告書

区　市　町　村　名	
施設・事業所類型	
施設・事業所ＮＯ	
施　設　・　事　業　所　名	

（１）賃金改善実績

①	補助基準額	円
②	キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数	人
③	賃金改善実施期間	年　月～　年　月（　か月）
④	賃金改善に要した費用の総額（Ａ＋Ｂ） （施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。）	円
	Ａ賃金改善総額	円
	Ｂ法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑤	補助基準額と賃金改善に要した費用の総額との差額（①－④） （返還額）	円

（２）教育・保育従事者に係る賃金改善実績

ア常勤職員

①	対象職員 （(1)③の期間における実人数(人)）	人
②	賃金改善を実施した職員 （(1)③の期間における実人数(人)）	人
③	対象職員 （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人

④	賃金改善を実施した職員 （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	対象職員（常勤換算数） （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑥	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑦	支給した賃金総額 （(1)③の期間における総額）	円
⑧	職員１人当たり賃金月額 （１円未満切捨て）（⑦÷⑤）	円
⑨	賃金改善総額 （法定福利費等の事業主負担増加額並びに施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。） （(1)③の期間における総額）	円
⑩	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑨÷⑤）	円
⑪	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）
	賃金改善の具体的な方法	

イ非常勤職員

①	対象職員 （(1)③の期間における実人数(人)）	人
②	賃金改善を実施した職員 （(1)③の期間における実人数(人)）	人
③	対象職員 （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員 （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	対象職員（常勤換算数） （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑥	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑦	支給した賃金総額 （(1)③の期間における総額）	円
⑧	職員１人当たり賃金月額 （１円未満切捨て）（⑦÷⑤）	円
⑨	賃金改善総額 （法定福利費等の事業主負担増加額並びに施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。） （(1)③の期間における総額）	円
⑩	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑨÷⑤）	円
⑪	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）
	賃金改善の具体的な方法	

（３）保育従事者以外に係る賃金改善実績

①	対象職員 （(1)③の期間における実人数(人)）	人
②	賃金改善を実施した職員 （(1)③の期間における実人数(人)）	人

③	対象職員 （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
④	賃金改善を実施した職員 （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑤	対象職員（常勤換算数） （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑥	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)③の期間における延べ人数(人月)）	人
⑦	支給した賃金総額 （(1)③の期間における総額）	円
⑧	職員１人当たり賃金月額 （１円未満切捨て）（⑦÷⑤）	円
⑨	賃金改善総額 （法定福利費等の事業主負担増加額並びに施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びその他賃金改善に係る補助金等による賃金改善額は含まない。） （(1)③の期間における総額）	円
⑩	１人当り賃金改善月額 （１円未満切り捨て）（⑨÷⑤）	円
⑪	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当（　　）
	賃金改善の具体的な方法	

上記について相違ないことを証明いたします。

年　　月　　日
法　　人　　名
代　表　者　名

別添内訳書　事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳（キャリアアップ補助金Ⅰ）

区分		事業所所在地区市町村分		所在地外 区市町村１	所在地外 区市町村２	所在地外 区市町村３
	区市町村名					
	合計	地域枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分
区市町村補助額（A）						
按分比率（B） 【（A）の占める割合】						
賃金改善に要した費用の総額（C）						
各補助対象経費額 （D=C×B）						
返還額 （E＝A-D）						

（注１）区市町村補助額（A）の合計額を、「別表４　第１号様式」（１）①の欄に記載すること。

（注２）按分比率（B）は、端数処理を行わないこと。

（注３）賃金改善に要した費用の総額（C）には、「別表４　第１号様式」（１）③の金額を記載すること。

（注４）各補助対象経費額（D）に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

（注５）各補助対象経費額（D）が区市町村補助額（A）を下回る場合は、返還額（E）の合計額と「別表４　第１号様式」の
（１）④の額が一致しないことがあるが、実際に返還する金額はＥ欄の金額である。

別添内訳書　事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳（キャリアアップ補助金Ⅱ）

区分		事業所所在地区市町村分		所在地外 区市町村１	所在地外 区市町村２	所在地外 区市町村３
	区市町村名					
	合計	地域枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分
区市町村補助額（A）						
按分比率（B） 【（A）の占める割合】						
賃金改善に要した費用の総額（C）						
各補助対象経費額 （D=C×B）						
返還額 （E＝A-D）						

（注１）区市町村補助額（A）の合計額を、「別表４　第３号様式」（１）①の欄に記載すること。

（注２）按分比率（B）は、端数処理を行わないこと。

（注３）賃金改善に要した費用の総額（C）には、「別表４　第３号様式」（１）④の金額を記載すること。

（注４）各補助対象経費額（D）に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

（注５）各補助対象経費額（D）が区市町村補助額（A）を下回る場合は、返還額（E）の合計額と「別表４　第３号様式」の
（１）④の額が一致しないことがあるが、実際に返還する金額はＥ欄の金額である。

別添内訳書　居宅訪問型保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳

区分	合計	区市町村名				
区市町村補助額（A）						
按分比率（B） 【（A）の占める割合】						
賃金改善に要した費用の総額（C）						
各補助対象経費額 （D＝C×B）						
返還額 （E＝A-D）						

（注１）区市町村補助額（A）の合計額を、「別表４　第１号様式」（１）①の欄に記載すること。

（注２）按分比率（B）は、端数処理を行わないこと。

（注３）賃金改善に要した費用の総額（C）には、「別表４　第１号様式」（１）③の金額を記載すること。

（注４）各補助対象経費額（D）に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

（注５）各補助対象経費額（D）が区市町村補助額（A）を下回る場合は、返還額（E）の合計額と「別表４　第１号様式」の
（１）④の額が一致しないことがあるが、実際に返還する金額はＥ欄の金額である。

別添内訳書　事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳（キャリアアップ補助金Ⅰ）

記載例

区分		事業所所在地区市町村分		所在地外 区市町村１	所在地外 区市町村２	所在地外 区市町村３
	区市町村名	Ａ区		Ｂ区	Ｃ市	Ｄ市
	合計	地域枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分	従業員枠分
区市町村補助額（Ａ）	1,825,230	567,000	306,000	476,000	306,230	170,000
按分比率（Ｂ） 【（Ａ）の占める割合】		31.1%	16.8%	26.1%	16.8%	9.3%
賃金改善に要した費用の総額（Ｃ）	1,800,000					
各補助対象経費額 （Ｄ=Ｃ×Ｂ）		559,162	301,770	469,420	301,997	167,650
返還額 （Ｅ＝Ａ-Ｄ）		7,838	4,230	6,580	4,233	2,350

（注１）区市町村補助額（Ａ）の合計額を、「別表４　第１号様式」（１）①の欄に記載すること。

（注２）按分比率（Ｂ）は、端数処理を行わないこと。

（注３）賃金改善に要した費用の総額（Ｃ）には、「別表４　第１号様式」（１）③の金額を記載すること。

（注４）各補助対象経費額（Ｄ）に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

（注５）各補助対象経費額（D）が区市町村補助額（A）を下回る場合は、返還額（E）の合計額と「別表４　第１号様式」の
（１）④の額が一致しないことがあるが、実際に返還する金額はＥ欄の金額である。

別添内訳書　居宅訪問型保育事業に係る賃金改善に要した費用　算定内訳

記載例

区分	合計	区市町村名				
		A区	B区	C市	D市	E市
区市町村補助額（A）	1,049,800	382,000	254,000	127,400	127,400	159,000
按分比率（B） 【（A）の占める割合】		36.4%	24.2%	12.1%	12.1%	15.1%
賃金改善に要した費用の総額（C）	890,000					
各補助対象経費額 （D＝C×B）		323,852	215,336	108,007	108,007	134,797
返還額 （E＝A-D）		58,148	38,664	19,393	19,393	24,203

（注１）区市町村補助額（A）の合計額を、「別表４　第１号様式」（１）①の欄に記載すること。

（注２）按分比率（B）は、端数処理を行わないこと。

（注３）賃金改善に要した費用の総額（C）には、「別表４　第１号様式」（１）③の金額を記載すること。

（注４）各補助対象経費額（D）に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

（注５）各補助対象経費額（D）が区市町村補助額（A）を下回る場合は、返還額（E）の合計額と「別表４　第１号様式」の
（１）④の額が一致しないことがあるが、実際に返還する金額はＥ欄の金額である。

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
（所在地　　）

代表者氏名

年度 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書

標記の件について、　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

１　申請額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書（別紙１）

３　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　事業計画書（別紙２）

４　　年度保育士等キャリアアップ補助金　キャリアパス要件届出書

５　各月初日の児童名簿（企業主導型保育事業（地域枠）のみ）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
（所在地　　）

代表者氏名

年度 品川区保育士等キャリアアップ補助金変更交付申請書

年　　月　　日付　　第　　号にて交付決定を受けた　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金について、次のとおり補助金の内容の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更申請額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書（別紙１）

３　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　事業計画書（別紙２）

４　　年度保育士等キャリアアップ補助金　キャリアパス要件届出書

５　各月初日の児童名簿（企業主導型保育事業（地域枠）のみ）

※　３，４に関しては当初申請時より変更があった場合のみ提出願います。

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙１（認可保育所）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（1）キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×C×D）	補助対象経費支出予定額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（2）キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額											補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－I－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）		
	人数A（I）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
			0			0	0.0	0.0	0.0	0		0

別紙1の付表(認可保育所)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	利用定員数(人)													
各月初日在籍児童数(人)(a)	4歳以上児													
	3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
利用定員による適用単価(円)(b)	4歳以上児													
	3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果(円)(c=a×b)	4歳以上児													
	3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計（円）														

別紙１（認定こども園）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

(1) キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×C×D）	補助対象経費支出予定額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(2) キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額											補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H一Ⅰ－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）		
	人数A（Ⅰ）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
			0			0	0.0	0.0	0.0	0		0

別紙1の付表(認定こども園)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計(円)
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
2号、３号認定児童(人)　(a)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(ｂ)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c＝a×ｂ)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（認証保育所）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（1）キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率				補助基本額（E=A×B×C×D×Z）	補助対象経費支出予定額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）	子育て支援員研修の受講要件（Z）			
					0		0

（2）キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額												補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
技能・経験に着目した加算の基礎職員数（H）	技能・経験に着目した加算の加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－I－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率				計（O=N×B×C×D×Z）		
	人数A（I）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）	子育て支援員研修の受講要件（Z）			
			0			0	0.0	0.0	0.0	0.0	0		0

別紙1の付表（認証保育所）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）（a）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
定員による適用単価（円）（b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（家庭的保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 （G=EとFを比較して 少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

別紙1の付表（家庭的保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（家庭的保育事業（都制度））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 （G=EとFを比較して 少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

別紙1の付表（家庭的保育事業（都制度））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
各月初日在籍児童数（人）(a)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（小規模保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

(1) キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×C×D）	補助対象経費支出予定額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(2) キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額											補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H一Ⅰ－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）		
	人数A（Ⅰ）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
			0			0	0.0	0.0	0.0	0		0

別紙1の付表（小規模保育事業（A型））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計（円）	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）（a）	特例給付対象の4歳以上児														
	特例給付対象の3歳児														
	2歳児														
	1歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）（b）	特例給付対象の4歳以上児														
	特例給付対象の3歳児														
	2歳児														
	1歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の4歳以上児														
	特例給付対象の3歳児														
	2歳児														
	1歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙1の付表（小規模保育事業）（Ｂ型）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計（円）	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙1の付表（小規模保育事業）（Ｃ型）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計（円）	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（居宅訪問型保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 （G=EとFを比較して 少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

別紙１の付表（居宅訪問型保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　　基本額算定内訳

施設・事業所名

１　基本額の算定

		各月算定												金額計（円）	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（定期利用保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×C×D）	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 （G=EとFを比較して 少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

別紙１の付表（定期利用保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　　基本額算定内訳

施設・事業所名

１　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）（a）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
利用定員による適用単価（円）（b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（事業所内保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（1）キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×D）	補助対象経費支出予定額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（2）キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額															補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=WとPを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－I－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）	在籍児童数（申請区市町村分）（Z）		在籍している全ての在籍児童数（Y）	各基本額10円未満切り捨て（地域枠X＝O×Z／Y、従業員枠X＝O×Z／Y×84／100）	基準額（W）	
	人数A（I）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）							
			0			0	0.0		0.0	0	地域枠					
											従業員枠					

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業A型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定													金額計(円)
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
		利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数（人）		特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
内数（人）	地域枠（P）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	計児童数（a＝P＋P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
単価（円）	地域枠（Q）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
	従業員枠（Q’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業A型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
合計 (円)	地域枠（a＝Ｐ×Ｑ）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（b＝Ｐ’×Ｑ’	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														

（単位：円）

地域枠分（ａ）	従業員枠分　（ｃ）＝（ｂ）×0.84 10円未満切り捨て	計（Ａ＝ａ＋ｃ）

別表1の付表2(事業所内保育事業　小規模保育事業A型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

従業員枠（c）×　（０．８４/１００）

補助機基準額（A）

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業B型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
		利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数（人）		特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
内数（人）	地域枠（P）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	計児童数（a＝P＋P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
単価（円）	地域枠（Q）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
	従業員枠（Q’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業B型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
合計 (円)	地域枠（a＝Ｐ×Ｑ）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（b＝Ｐ’×Ｑ’	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														

（単位：円）

地域枠分（ａ）	従業員枠分　（ｃ）＝（ｂ）×0.84 10円未満切り捨て	計（Ａ＝ａ＋ｃ）

別表1の付表2(事業所内保育事業　小規模保育事業B型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

従業員枠（c）×　（０．８４/１００）　　補助機基準額（A）

別表1の付表1(事業所内保育事業　定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定													金額計(円)
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
		利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数 (人)		特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
内 数 （ 人 ）	地域枠 （Ｐ）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠 （Ｐ’）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	計児童数 （ａ＝Ｐ＋ Ｐ’）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
単価 (円)	地域枠 （Ｑ）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
	従業員枠 （Ｑ’）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														

別表1の付表1(事業所内保育事業　定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
合計 (円)	地域枠（a＝Ｐ×Ｑ）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（b＝Ｐ’×Ｑ’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														

（単位：円）

地域枠分（ａ）	従業員枠分　（ｃ）＝（ｂ）×0.84 10円未満切り捨て	計（Ａ＝ａ＋ｃ）

別表1の付表2(事業所内保育事業　定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定													金額計(円)
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

従業員枠（c）×　（０．８４/１００）

補助機基準額（A）

別紙１（一時預かり事業（緊急一時預かり））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 （G=EとFを比較して 少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

別紙1の付表（一時預かり事業（緊急一時預かり））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計(円)
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
	利用定員数(人)													
各月初日在籍児童数(人)(a)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
	計													
利用定員による適用単価(円)(b)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
計算結果(円)(c=a×b)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
合計（円）														

別紙１（病児保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費 支出予定額（F）	補助所要額 （G=EとFを比較して 少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

別紙１の付表（病児保育事業）

年度保育士等キャリアアップ補助金　　施設・事業別　基本額算定内訳

施設・事業所名

各月の定員数　（単位：人）												基本額(円) （A）
４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	
												0

別紙１（企業主導型保育事業（地域枠））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額調書

施設・事業所名

（1）キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×C×D）	補助対象経費支出予定額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（2）キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額																
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－I－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）	地域枠の在籍児童数（品川区分）（Z）	地域枠に在籍している全ての児童数（Y）	基本額（X＝O×Z／Y）	基準額（W）	補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=WとPを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て
	人数A（I）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）							
			0			0	0.0	0.0	0.0	0			#DIV/0!			0

別紙1の付表（企業主導型保育事業（地域枠））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計(円)
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
	利用定員数(人)													
各月初日在籍児童数(人)(a)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
	計													
利用定員による適用単価(円)(b)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
計算結果(円)(c=a×b)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
合計（円）														

別紙2(　　)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　事業計画書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設種別		
4	施設名		
	施設・事業所所在地	〒　　－	
5	定員数(人)		
6	施設の運営方針		

第３号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書

設置者名　　様
（施設・事業所名　　）

品川区長　　印

　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金について、品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定金額　　円

（内訳）

第１回	円
第２回	円

第４号様式（第９条関係）

印

年　　月　　日

品川区長　あて

品川区保育士等キャリアアップ補助金 請求書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額										

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金について、

上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地　　）

代表者氏名　　㊞

第４号様式（第９条関係）

印

年　　月　　日

品川区長　あて

品川区保育士等キャリアアップ補助金 請求書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									¥	0

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金について、

上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地　　）

代表者氏名　　㊞

第５号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
（所在地　　）

代表者氏名

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金事業実績報告書

年　月　日付第　　号により交付決定を受けた　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

１　精算額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書（別紙１）

３　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　事業実績報告書（別紙２）

４　　年度保育士等キャリアアップ補助金　賃金改善実績報告書

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙1の付表(認可保育所)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計(円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	利用定員数(人)													
各月初日在籍児童数(人)(a)	4歳以上児													
	3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
	計													
利用定員による適用単価(円)(b)	4歳以上児													
	3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
計算結果(円)(c=a×b)	4歳以上児													
	3歳児													
	2歳児													
	1歳児													
	乳児													
合計（円）														

別紙１（認可保育所）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

(1) キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×C×D）	補助対象経費実支出額(F)	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(2) キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額										補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て	
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－I－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）		
	人数A（I）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
			0			0	0.0	0.0	0.0	0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（R）	補助金確定額（S＝G+QとRを比較して少ない方の額）	既受入済額（T）	返還額（U＝S－T）
	0		0

別紙1の付表(認定こども園)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計(円)
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
2号、３号認定児童(人)　(a)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(ｂ)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c＝a×ｂ)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙1の付表（認証保育所）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）（a）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
定員による適用単価（円）（b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（認証保育所）

年度品川保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（1）キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率				補助基本額（E=A×B×C×D×Z）	補助対象経費実支出額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）	子育て支援員研修の受講要件（Z）			
					0		0

（2）キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額											補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て	
技能・経験に着目した加算の基礎職員数（A）	技能・経験に着目した加算の加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－Ⅰ－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率				計（O=N×B×C×D×Z）		
	人数A（Ⅰ）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）	子育て支援員研修の受講要件（Z）			
	0	0	0			0	0.0	0.0	0.0	0.0	0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（R）	補助金確定額（S＝G+QとRを比較して少ない方の額）	既受入済額（T）	返還額（U＝S－T）
	0		0

別紙1の付表（家庭的保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（家庭的保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費実支出額 （F）	補助所要額 （G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 （Ｉ＝GとHを比較して少ない方の額）	既受入済額（Ｊ）	返還額（K＝Ｉ－Ｊ）
	0		0

別紙１（家庭的保育事業（都制度））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費実支出額 （F）	補助所要額 （G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 （Ｉ＝GとHを比較して少ない方の額）	既受入済額（Ｊ）	返還額（K＝Ｉ－Ｊ）
	0		0

別紙1の付表（家庭的保育事業（都制度））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
各月初日在籍児童数（人）(a)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（小規模保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（1）キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×D）	補助対象経費実支出額(F)	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（2）キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額											補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－Ⅰ－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）		
	人数A（Ⅰ）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
	0	0	0			0	0.0	0.0	0.0	0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（R）	補助金確定額 （S＝G+QとRを比較して少ない方の額）	既受入済額（T）	返還額（U＝S－T）
	0		0

別紙1の付表（小規模保育事業（A型））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計(円)	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	特例給付対象の4歳以上児														
	特例給付対象の3歳児														
	2歳児														
	1歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(b)	特例給付対象の4歳以上児														
	特例給付対象の3歳児														
	2歳児														
	1歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	特例給付対象の4歳以上児														
	特例給付対象の3歳児														
	2歳児														
	1歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙1の付表（小規模保育事業）（Ｂ型）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計（円）	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙1の付表（小規模保育事業）（Ｃ型）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計（円）	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１の付表（居宅訪問型保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　　基本額算定内訳

施設・事業所名

１　基本額の算定

		各月算定													金額計（円）
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数（人）														
各月初日在籍児童数（人）(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価（円）(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果（円）（c=a×b）	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（定期利用保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×C×D）	補助対象経費実支出額 （F）	補助所要額 （G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 （Ｉ＝GとHを比較して少ない方の額）	既受入済額（Ｊ）	返還額（K＝Ｉ－Ｊ）
	0		0

別紙１（居宅訪問型保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費実支出額 （F）	補助所要額 （G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 （Ｉ＝GとHを比較して少ない方の額）	既受入済額（Ｊ）	返還額（K＝Ｉ－Ｊ）
	0		0

別紙１（事業所内保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（1）キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×D）	補助対象経費実支出額（F）	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（2）キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額													補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=OとPを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て		
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－I－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）	在籍児童数（申請区市町村分）（Z）		在籍している全ての在籍児童数（Y）	各基本額10円未満切り捨て（地域枠X＝O×Z／Y、従業員枠X＝O×Z／Y×84／100）	基準額（W）	
	人数A（I）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）							
	0	0	0			0	0.0		0.0	0	地域枠					
											従業員枠					

（単位：円）

補助金交付決定済額（R）	補助金確定額（S＝G+QとRを比較して少ない方の額）	既受入済額（T）	返還額（U＝S－T）
	0		0

別紙１（一時預かり事業（緊急一時預かり））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費実支出額 （F）	補助所要額 （G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 （Ｉ＝GとHを比較して少ない方の額）	既受入済額（Ｊ）	返還額（K＝Ｉ－Ｊ）
	0		0

別紙1の付表（一時預かり事業（緊急一時預かり））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計(円)
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
	利用定員数(人)													
各月初日在籍児童数(人)(a)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
	計													
利用定員による適用単価(円)(b)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
計算結果(円)(c=a×b)	４歳以上児													
	３歳児													
	２歳児													
	１歳児													
	乳児													
合計（円）														

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業A型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定													金額計(円)
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
		利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数（人）		特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
内数（人）	地域枠（P）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	計児童数（a＝P＋P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
単価（円）	地域枠（Q）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
	従業員枠（Q’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業A型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
合計 (円)	地域枠（a＝Ｐ×Ｑ）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（b＝Ｐ’×Ｑ’	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														

（単位：円）

地域枠分（ａ）	従業員枠分　（ｃ）＝（ｂ）×0.84 10円未満切り捨て	計（Ａ＝ａ＋ｃ）

別表1の付表2(事業所内保育事業　小規模保育事業A型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

従業員枠（c）×　（０．８４/１００）

補助機基準額（A）

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業B型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
		利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数（人）		特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
内数（人）	地域枠（P）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	計児童数（a＝P＋P’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
単価（円）	地域枠（Q）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
	従業員枠（Q’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														

別表1の付表1(事業所内保育事業　小規模保育事業B型　)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
合計 (円)	地域枠（a＝Ｐ×Ｑ）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（b＝Ｐ’×Ｑ’	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														

（単位：円）

地域枠分（ａ）	従業員枠分　（ｃ）＝（ｂ）×0.84 10円未満切り捨て	計（Ａ＝ａ＋ｃ）

別表1の付表2(事業所内保育事業　小規模保育事業B型)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

従業員枠（c）×　（０．８４/１００）　　補助機基準額（A）

別表1の付表1(事業所内保育事業　定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定													金額計(円)
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
		利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数 (人)		特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
内 数 （ 人 ）	地域枠 （Ｐ）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠 （Ｐ’）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	計児童数 （ａ＝Ｐ＋ Ｐ’）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		２歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
単価 (円)	地域枠 （Ｑ）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
	従業員枠 （Ｑ’）	特例給付対象の ４歳以上児														
		特例給付対象の ３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														

別表1の付表1(事業所内保育事業　定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域内にある場合

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		年齢区分 利用定員数	各月算定												金額計(円)	
			４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
合計 (円)	地域枠（a＝Ｐ×Ｑ）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														
	従業員枠（b＝Ｐ’×Ｑ’）	特例給付対象の４歳以上児														
		特例給付対象の３歳児														
		2歳児														
		１歳児														
		乳児														
		計														

（単位：円）

地域枠分（ａ）	従業員枠分　（ｃ）＝（ｂ）×0.84 10円未満切り捨て	計（Ａ＝ａ＋ｃ）

別表1の付表2(事業所内保育事業　定員20名以上)※事業所所在地が品川区の区域外にある場合(品川区の従業員枠分のみを請求する場合)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

	年齢区分 利用定員数	各月算定													金額計(円)
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
単価(円)(b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	特例給付対象の４歳以上児														
	特例給付対象の３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

従業員枠（c）×　（０．８４/１００）

補助機基準額（A）

別紙１（病児保育事業）

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額 （E=A×B×D）	補助対象経費実支出額 （F）	補助所要額 （G=EとFを比較して少ない方の額） 千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

（単位：円）

補助金交付決定済額（H）	補助金確定額 （Ｉ＝GとHを比較して少ない方の額）	既受入済額（Ｊ）	返還額（K＝Ｉ－Ｊ）
	0		0

別紙１の付表（病児保育事業）

年度保育士等キャリアアップ補助金　　施設・事業別　基本額算定内訳

施設・事業所名

各月の定員数　（単位：人）												基本額(円) （A）
４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	
												0

別紙1の付表（企業主導型保育事業（地域枠））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ　基本額算定内訳

施設・事業所名

1　基本額の算定

		各月算定												金額計(円)	
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計	
	利用定員数(人)														
各月初日在籍児童数(人)(a)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
	計														
利用定員による適用単価(円)(b)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
計算結果(円)(c=a×b)	４歳以上児														
	３歳児														
	２歳児														
	１歳児														
	乳児														
合計（円）															

別紙１（企業主導型保育事業（地域枠））

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　所要額精算書

施設・事業所名

(1) キャリアアップ補助金Ⅰ

（単位：円）

基本額（A）	調整率			補助基本額（E=A×B×C×D）	補助対象経費実支出額(F)	補助所要額（G=EとFを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て
	キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）			
				0		0

(2) キャリアアップ補助金Ⅱ

（単位：円）

基準額														補助対象経費支出予定額（P）	補助所要額（Q=WとPを比較して少ない方の額）千円未満切り捨て	
処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数（H）	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数		キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数（K=H－Ⅰ－J）	単価（L）	賃金改善実施月数（M）	基本額（N=K×L×M）	調整率			計（O=N×B×C×D）	地域枠の在籍児童数（品川区分）（Z）	地域枠に在籍している全ての児童数（Y）	基本額（X＝O×Z/Y）	基準額（W）		
	人数A（Ⅰ）	人数B（J）					キャリアパス要件（B）	福祉サービス第三者評価要件（C）	情報公開等の取組要件（D）							
	0	0	0			0	0.0	0.0	0.0	0			#DIV/0!			0

（単位：円）

補助金交付決定済額（R）	補助金確定額（S＝G+QとRを比較して少ない方の額）	既受入済額（T）	返還額（U＝S－T）
	0		0

別紙2(　　)

年度品川区保育士等キャリアアップ補助金　事業実績報告書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設種別		
4	施設名		
	施設・事業所所在地	〒　　－	
5	定員数(人)		
6	補助事業の成果		

第６号様式（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

設置者名　　様
（施設・事業所名　　）

品川区長　　印

年度　品川区保育士等キャリアアップ補助金確定通知書

年　　月　　日付　　第　　号において交付決定を行った、　　年度保育士等キャリアアップ補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第７号様式（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

設置者氏名　　様
（施設・事業所名　　）

品川区長　　印

品川区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付　　第　　号により通知しました、　　年度品川区保育士等キャリアアップ補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

取消し理由